

(仮訳)  
水田決議X.31と  
日本の生物多様性国家戦略



環境省 酒井 郁

# 水田決議：背景

- ◆ 多くの自然湿地は、食糧増産のために水田へ改変されており、湿地の不适当的な転換が悪影響を及ぼすことが懸念されていた。
- ◆ NGOが決議の源案を作成し、日韓両政府が昌原でのCOP10に提出した。
- ◆ COP10は決議X.31「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上」が採択された（「水田決議」）。
- ◆ 2010年CBD COP10にては決定書X.34「農業と生物多様性」が決定された。

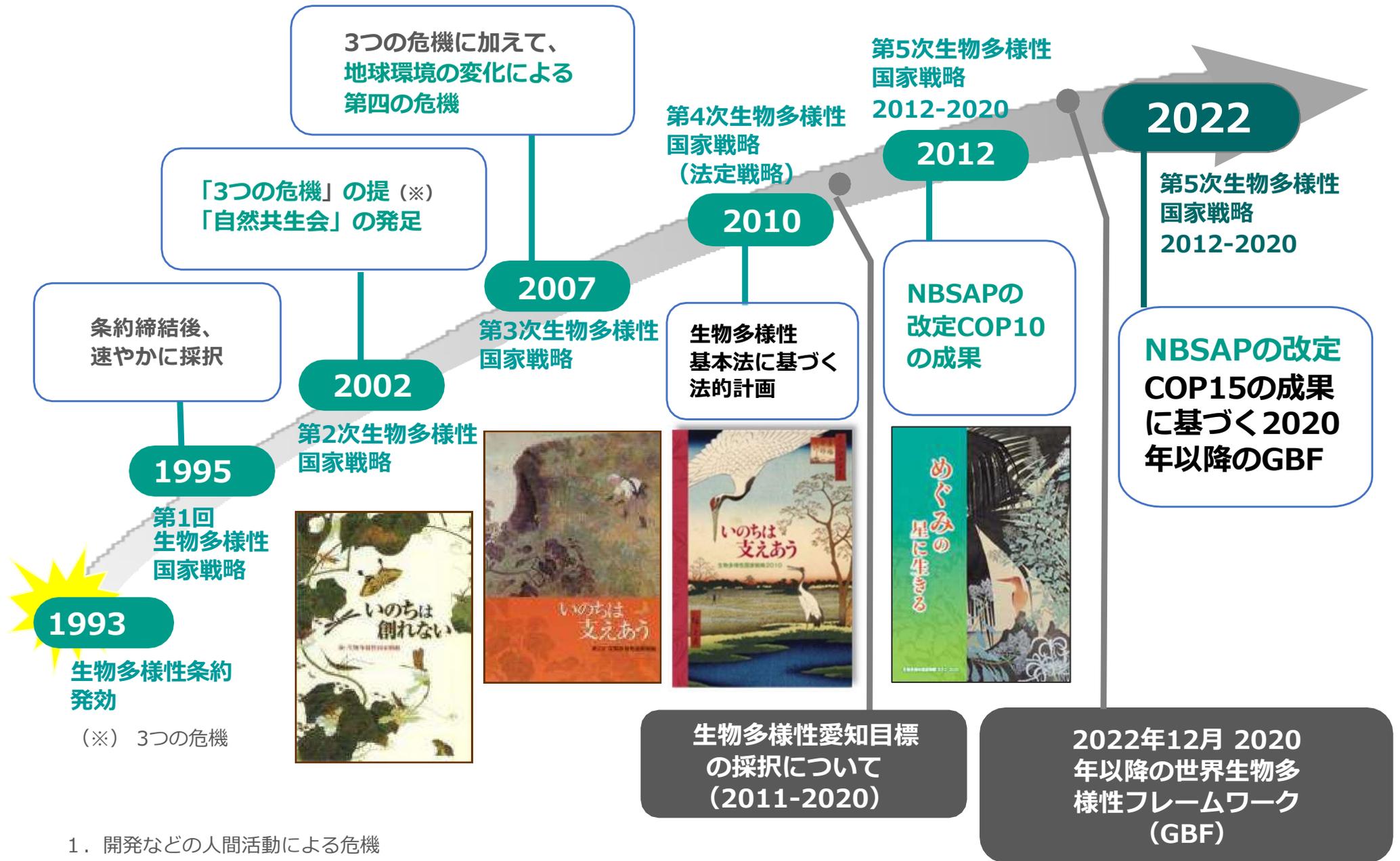


# 水田決議

締約国に対し、以下を推奨する：

- ◆ 水鳥やその他の動植物の生息地としての水田の重要性を認識する。
- ◆ 田んぼの動植物や生態学的機能、田んぼの生態学的価値を維持してきた文化について、さらなる研究を奨励する。
- ◆ 生物多様性を高める農法を特定し、推進する。
- ◆ 水田をラムサール条約登録地に指定する。

# 日本の 生物多様性国家戦略



- (※) 3つの危機
1. 開発などの人間活動による危機
  2. 自然への配慮の低下による危機
  3. 人間が持ち込んだ物質による危機

# 2020年以降の生物多様性世界枠組みと 日本のラムサール条約登録地

## 生物多様性条約 COP15

- 日付/場所 第1部:2021年10月11日~15日(中国・クンミン、オンライン)  
第2部:2022年12月7日~19日(カナダ・モントリオール)
- 優先タスク 2020年以降の生物多様性世界枠組み(GBF)の最終化と採択  
2020年以降のGBF目標に焦点を当てた日本の取り組み:

- 2030年までに陸域および海域の生息地の30%を保全する。  
(30by30)
- 生物多様性に取り組むステークホルダーを積極的に評価する  
(情報開示、サプライチェーンの負荷軽減等)
- 気候変動対策に自然を活かす対策等

- 
- ラムサール条約湿地でのイニシアチブを推進することは、生物多様性を保全するだけでなく、温室効果ガスの排出を安定化させることによって、気候変動の影響を軽減・緩和することにもつながる。
  - 一時的に水を貯め、洪水を防ぐことで、生態系に基づく災害リスク軽減(Eco-DRR)として機能する。

**ご清聴ありがとうございました！**

